

突発性運転不能障害疾患予防対策助成金交付要綱実施細則 (SASスクリーニング検査助成制度)

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 この細則は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という)の会員事業者には雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という)に対する「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という)のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、佐ト協の会員事業者には雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、全ト協・佐ト協が認めた検査・医療機関とする。

2 全ト協指定の検査・医療機関は、別途指定する。

なお、全ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を厳守の上、データの集計を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めることとする。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第二次検査(パルスオキシメータ等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成金の額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。

- 1 第一次検査費用の半額。(上限500円/人)
- 2 第二次検査費用の半額。(上限2,000円/人)
- 3 再検査費用の半額。(上限500円/人)

(申請受付等)

第6条 申請受付は随時行い、助成限度額(予算)および利用状況等を勘案しながら申請受付を行う。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に佐ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申し込み)

第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症

候群スクリーニング検査申込書（様式1）」（以下「申込書」という）を、佐ト協会長に提出する。

- 2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。
- 3 佐ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込一覧（様式2）」にとりまとめ、正本を全ト協および会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。

（検査の受診）

- 第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状（様式3）」に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。
- 2 会員事業者は、申込者が「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。
 - 3 「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状」の取り扱いについては、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用および粉失、流出などの無いよう充分注意すること。

（助成金の請求）

- 第10条 会員事業者は、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付して、佐ト協に「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書（様式4）」（以下「申請書」という）を提出する。
- 2 佐ト協は、検査終了後、各会員事業者から提出された「申請書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金請求書（様式5）」にとりまとめ、全ト協に提出する。

（助成金の交付）

- 第11条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。
- 但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。
- なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。
- また、全ト協は、前条により請求された助成金について、請求のあった月の翌月末日までに佐ト協に対し交付する。

（その他）

- 第12条 本要綱に記載の無い事項については、佐ト協と全ト協が協議し対処する。

（附則）

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。